

「福井の高校演劇から表現の自由を失わせないための『明日のハナコ』上演実行委員会」結成のお知らせ
と、表現の抑圧、基本的人権の侵害を止めていただくための要望書

福井県高等学校文化連盟演劇部会部会長 殿

福井県高等学校演劇連盟委員長 殿

福井の高校演劇から表現の自由を失わせないための『明日のハナコ』上演実行委員会
委員長 玉村徹

2021年11月1日

2021年10月23日、この度の福井農林高校演劇部の上演にかかわる顧問会議の一連の動きを重大な表現への抑圧だと考える有志6人が、上記の実行委員会を立ち上げ、上演にむけての活動を始めることにいたしましたので、その旨お知らせします。

この実行委員会の求めることは、10月8日の顧問会議で行われた決定三項目の撤回と、福井農林高校演劇部員たちへの誠実な謝罪、今後演劇表現の内容をもとにあらゆる不利益な扱いをしないこと、表現の内容に理不尽な介入をしないことを誓う態度表明、人権侵害を行ったことへの真摯な反省の表明であります。要望をお聞き入れくださいますようお願いいたします。

そのことを求めて、有志6名は今回の劇を再度、福井市内の会場で12月中旬に上演し、まだ見ていない多くの県内演劇部員、演劇部顧問教員、一般市民の方々に鑑賞していただき、その後、差別部落の当事者、あるいは障害者差別の当事者、あるいは反原発の書籍を書かれている技術面での専門家にご登壇いただく学習会、そして話し合いの場を持つことを決めました。日本劇作家協会の言論表現委員である劇作家鈴江俊郎氏も、これは狭く高校演劇にとっての問題ではなく、表現の権利が大きく歪められた、世界にとっての人権問題なのだと考え、実行委員会に参加されました。これは、一般の市民の皆様にも、起こった事件をありのままに知っていただき、議論していただき、正しい姿、あるべき姿とはどういうものなのか、ともに考え始めるための企画です。是非ご理解、ご協力ください。

*

私たちが上記のようなことを決意したのは以下のような経緯からです。

玉村は、福井農林高校の劇について、10月8日(金)に行われた顧問会議の結果を、10月12日(火)福井農林高校の校長室で、顧問会議に参加した福井農林高校演劇部顧問立ち会いの下で、福井農林高校校長より伺いました。資料をいただけませんでしたので、口頭で説明されたものを聞き取る形になりましたが、それによれば、

- ・福井農林高校の劇はケーブルテレビでは放映しない。
- ・DVDはつくらない。
- ・脚本はすべて回収する。

この三項目が決定されたとのこと。また、その理由としては、スクールロイヤーに相談し、その意見を踏まえているとのことでした。その意見とは次のようなものです。

- ・劇中における反原発の主張は、表現の自由が保障されるので問題ではない。
- ・人権尊重の立場から、表現の自由は制限されることがある。
- ・劇中使用された「かたわ」という差別用語は、使用するだけでもいけない。

顧問会議でどのような討論があったのか、議事録を拝見できなかったのでもわかりませんが、演劇部顧問によれば、最後の、差別用語は使用するだけでも問題になる、という理由が最も強く会議の流れを決定したとのことでした。

そこで、この問題について、10月20日(水)、吉川健司弁護士(泉法律事務所 福井市宝永4丁目9番15号)に相談したところ、次のように教えていただきました。

- ・その単語を使用したからすなわち違法であるという判断は、法律家としてあり得ない。そのような見解を述べる法律家はいない。まして、スクールロイヤーは良識ある人物が選ばれているのでそのような判断をしたとは考えられない。

- ・問題となる差別用語だが、もし、この劇が前敦賀市長と同じ立場に立って障害者を差別したのであれば問題であるが、反原発の立場から批判的にこの言葉を述べている以上、そこに差別意識はなく、よって問題ではない。

- ・前敦賀市長は公人であるから、特定の個人を非難したという批判も当たらない。当然、遺族からの名誉棄損などということも起こりえない。

- ・もし万が一クレームがあったら、と考えるのは怖れすぎである。その単語だけを切り取って何者かがクレームをしてくるということはおよそ考えにくい。

つまり、この差別用語の問題は、福井農林高校の劇の放映を禁止する、あるいは脚本を回収する根拠には到底なりえないということです。このことは、おそらく部会長、委員長ともにあらかじめ十分承知されていると推測します。つまり、無理に差別用語扱いしたその奥に、本来の意図があるのだと考えます。それは「反原発の劇だから排除した」ととられたくない、という意図です。原発銀座と呼ばれる世界に例を見ない密集立地の県で、こうした表現の抑圧がまかりとおるようになることは、日本中の表現者にとって、重大な抑圧への一歩です。表現の自由は、基本的人権の最重要な一つです。今回の演劇部生徒たちの表現への悪罵とも言える三項目の決定は、あらゆる人の基本的人権に対する敵対宣言と言えます。今後も権力者や学校当局などにとって不都合な表現は高校の演劇部活動では抑圧・排除されることが予測されます。いや、すでにそういう動きが、中部大会出場予定である足羽高校の作品に対して圧力としてなされています。これはとても危険な動きです。

その後、10月27日に玉村はこの件の決定の根拠となった意見をだされたスクールロイヤーの野村直之氏に、電話をしました。経緯を説明し、その意見をだしたのは事実か、その意見に対して「そういうことを言う法律家はいない」という吉川弁護士の見解に対してどう考えるか、ということについて質問しました。すると「どんなことを話したか、私からは言えない。この件について質問されてもコメントはしない。」と濃厚な関係者からの質問であるにもかかわらず大変不誠実な対応でした。加えて、この件に対して法律家としての助言をくださるどころか、「農林高校とか県教委とかを相手に裁判でも起こされたらどうですか」と対話を拒絶するような敵対的、挑発的な発言を、わずか6分ほどのやりとりの中で二回も発せられました。問題解決に向けて、法律家としての誠意ある説明・対話を、部会長・委員長からもはたらきかけていただきたいと思います。

どうか、歴史に汚名を残しかねない愚行は撤回されますようお願いいたします。そして、一般市民とともにこの問題を考えるための行動にご協力くださいますようお願いいたします。